

議案第四号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した義務教育施設整備事業費に充当するための起債に  
ついては、地方自治法第七十九條第一項の規定により別紙専決処分  
書のとおり専決したので、同條第三項の規定によつて報告し承認を  
求める。

昭和三十七年五月十日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十七年五月十日承認

三朝町議会議長

矢田秀雄



専決処分書

起債について

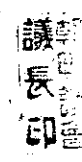
左記のとおり起債するものとする

記

- 一 起債金額 金貳百万円也
- 二 起債目的 義務教育施設整備事業費に充当するため
- 三 利率 年率割以内
- 四 借入先 鳥取県市町村職員共済組合
- 五 借入時期 昭和三十六年度

六 償還方法

借入期日は、借入先と協定するものとする。  
 賦政又は工事施行の都合で起債の全部又は一部を翌年度に繰越して借入れることができる。  
 借入先の貸付条件による。  
 但し賦政の都合により、繰上償還をし又は償還年限を短縮し若しくは低利債に借換えることができる。



七債還賦源

3  
統收その他一般歳入

右地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分する

昭和三十七年三月三十一日

三朝町長 坂出雅己